

函館市監査公表第 8 号

函館市長から，包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，当該通知（写）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により，別紙のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 18 日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 観 総

令和 8 年(2026 年) 7 月 2 8 日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和 7 年度（2 0 2 5 年度）包括外部監査の結果に基づく措置
の通知について

令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 2 4 日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき，または当該監査の結果を参考として講じた措置について，
地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により，別紙のとおり通知いたします。

令和7年度（2025年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 防災に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
観光部 観光総務 課	函館市観光危機対応マニュアルの策定（観光危機対応） 危機対応の目標水準，初動対応の具体性，観光客への情報提供手段および要配慮者対応等などについて，充実を図られたい。 危機対応の目標水準，初動対応の具体性，観光客への情報提供手段および要配慮者対応等の点において，より一層の実効性を高める余地があると考えられる。 今後は，観光都市としての特性を踏まえ，市や関係事業者等の間の連携・情報共有，情報発信の在り方をより具体化するなどの方策によって，危機発生時における迅速かつ的確な対応が可能となるようなマニュアルの充実を図ることを求める。	127	これまで，宿泊施設と連携した津波発生時の避難訓練を実施し，避難誘導，避難者受入れ，市との情報連携等を確認しているほか，市公式Xや市公式観光情報サイト「はこぶら」等を活用した災害・交通情報の発信，多言語情報伝達ツールの活用など，観光客への迅速かつ的確な情報提供に取り組んでいる。 今後は，災害種別，規模に応じた具体的対応および観光客への情報提供の内容や方法について，関係部局，関係団体，事業者等と連携しながら，必要に応じて既存マニュアル等の見直しを検討してまいりたい。